

令和6年度

広島県内部統制評価報告書審査意見書

広島県監査委員



令和7年9月10日

広島県知事 湯崎英彦様

広島県監査委員 森川家忠

同 福知基弘

同 門前 智

同 三田利江子

令和6年度広島県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度広島県内部統制評価報告書について、審査意見を別冊のとおり提出します。

目 次

第1	審査の概要		
1	審査の対象	1
2	審査の趣旨	1
3	審査の実施内容	1
第2	審査の結果	1
第3	付記	2
(参考資料) 審査手続の内容			
1	評価手続に係る記載の審査	3
2	評価結果に係る記載の審査	3

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度広島県内部統制評価報告書

2 審査の趣旨

内部統制評価報告書の審査に当たっては、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）に沿って、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づいた検証を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、慎重に行った。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、審査に付された内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

(備考)

内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

第3 付記

審査意見については上記のとおりであるが、近年は、不正による重大な不備事案が連続して発生しており、県行政に対する県民の信頼を著しく損ねたものとして、県は厳しく受け止める必要がある。不正事案の発生が続いている状況は、内部統制の基本的要素の一つである「統制環境」の不備とも捉えられかねない状態であることから、全職員に法令等の遵守を徹底させ、不正事案の発生を防ぐ仕組みを早急に構築していただきたい。

また、内部統制制度の導入から5年が経過し、制度の定着が図られてきた一方で、昨年度に続き、把握された多数の不備において組織的なチェック機能の欠如という共通要因が認められたことが報告されており、業務プロセスにおける統制活動の形骸化が懸念される。こうした状況を踏まえ、個々の職員に対し真摯に職務を遂行するよう意識付けを徹底するとともに、不適正な事務処理に係る有効な再発防止策を全庁で確実に実施することにより、内部統制の実効性の確保に努めていただきたい。

なお、令和7年度に把握された災害復旧工事に関する虚偽公文書による国庫負担金に係る不適正な事務処理事案については、原因究明の調査が進められているところであるが、速やかに再発防止策を講じるなど、県行政や県職員に対する信頼の回復に努めることを強く望むものである。

(参考資料) 審査手続の内容

1 評価手続に係る記載の審査

知事による評価手続が適切に実施されることにより、内部統制の不備が適時に把握され早期に改善又は是正されることを目的とし、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかといった観点から審査した。

(1) 評価手続の把握

知事による評価に係る評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な内部統制の評価項目並びに評価方法等について、内部統制評価部局（総務局審理担当をいう。以下同じ。）から、関連する資料を入手した上で、担当者等に対する質問を行い、知事による評価手続を把握した。

(2) 評価手続の検討

知事による評価の根拠となる資料を入手したほか、内部統制評価部局等への質問を行い、評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、知事による評価が形骸化していないかといった観点から検討した。

ア 全庁的な内部統制の評価手続の検討

審査した限りにおいて、全庁的な内部統制の評価手続は、各評価項目に対応して実施されていると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の評価手続の検討

審査した限りにおいて、内部統制の不備は、リスク評価シートにより把握され、評価対象期間における評価手続は適切に行われていると認められた。

2 評価結果に係る記載の審査

知事による評価の根拠となる資料を基に、内部統制評価部局等への質問を行い、知事が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかといった観点から審査した。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

各評価項目について知事が行った評価の結果及び当該評価結果を得るに至った根拠等を確認し、審査した限りにおいて、知事による評価結果は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

知事が把握した運用上の不備及び評価結果を得るに至った根拠等について確認し、審査した限りにおいて、知事による評価結果は適切であると認められた。